

## 令和6年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金募集要項（事業実施者向け）

茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課

### 1 目的

茨城県（以下、「県」という。）では、企業等と協調し、地域貢献活動を行う特定非営利活動法人、ボランティア団体等（以下、「NPO」という。）に対して助成を行うことにより、地域課題解決に向けた取組みを促進するとともに、多様な主体が助け合いにより支え合う共助社会を実現することを目指しています。

### 2 事業の概要

県は、企業等のCSR活動を活性化させ、企業等と地域貢献活動を行うNPOとの繋がりを創出し、併せて企業等とNPOが連携して行う地域課題解決に向けた取組みを支援するため、県と連携してNPOに対し寄付しようとする企業等（以下、「寄付協力企業」という。）が希望する地域貢献活動に係る事業を行うNPOに対して助成金を交付する。

また、成功事例については、他の企業やNPO、県民に対し事業内容等の周知を行い、企業・県民の社会貢献活動への参画を促進する。

### 3 交付申請者

茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金交付要項（以下、「交付要項」という。）第7条に規定するとおり、助成対象事業に交付申請する者（以下、「交付申請者」という。）は、寄付協力企業が希望する地域貢献活動の分野に係る事業を実施するNPOであって、以下の（1）から（3）に該当するものとする。なお、令和6年8月以降に県と寄付協力企業が覚書を締結して実施する事業については、令和6年7月に実施した審査委員会において一定の評価を得た団体に限る。

- （1）助成対象事業に係る事業活動を実施すること
- （2）原則として、助成対象事業に対し、国、県又は市町村等から補助等を受けていないこと
- （3）NPO（特定非営利活動法人、ボランティア団体等）で、以下に該当するものであること
  - ア．法人であって、次のいずれにも該当するもの
    - ① 宗教活動や政治活動を行う法人でないこと
    - ② 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う法人でないこと
    - ③ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある法人でないこと
    - ④ 申請書提出までに、登記が完了していること
    - ⑤ 茨城県内に登記された事務所を有し、主に茨城県内で活動していること
    - ⑥ 特定非営利活動法人については特定非営利活動促進法第29条に規定する書類（事業報告書等）を所定の期間内に所轄庁に提出していること
  - イ．任意団体（人格なき社団）であって、次のいずれにも該当するもの
    - ① 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、会員名簿を備えていること
    - ② 団体の構成員が5名以上であること
    - ③ 予算・決算及び適正な会計処理を行っていること
    - ④ 団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること
    - ⑤ 宗教活動や政治活動を行う団体でないこと
    - ⑥ 特定の公職（公職選挙法第3条に規定する公職をいう）にある者、若しくはその候補者、又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動を行う団体でないこと
    - ⑦ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう）又は暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと

### 4 負担割合及び助成限度額

助成対象事業における負担割合及び助成限度額は下表のとおりとする。

	負担割合	助成額（寄付額）の範囲	備考
寄付協力企業	1 / 2	100 千円 ～ 500 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄付金は 10 万円 / 1 口、一寄付協力企業あたり最大 5 口までとする</li> <li>寄付協力企業は寄付金として助成対象事業者（NPO）に対し、直接寄付する</li> </ul>
県	1 / 2	100 千円 ～ 500 千円	<ul style="list-style-type: none"> <li>県の助成額は寄付協力企業の寄付額と同額を上限とするただし、事業費の精算額の 1 / 2 に千円未満の端数がある時は端数分を県が上乗せする</li> <li>県は助成金として助成対象事業者（NPO）に対し、交付する</li> </ul>
助成対象事業者（NPO）	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成事業毎に定める「寄付協力企業の寄付金額」と「県の助成金額」の和を超える事業費については、事業者負担とする</li> </ul>		

## 5 対象経費

助成対象事業の実施に必要な経費とし、交付決定前に使用した経費のほか、次に掲げるものを除く。

項目	対象外
人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体構成員や常勤職員への給与・日当等</li> </ul>
報償費	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体構成員や常勤職員への報償</li> <li>金券（商品券、ギフト券等）</li> </ul>
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体構成員や常勤職員が所有する建物等の賃借料</li> <li>賃貸借人に関する書類の無い賃借料</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>汎用性の高い物の取得にかかる費用（例）車、パソコン、携帯電話など</li> <li>不動産の取得にかかる費用</li> <li>対象となる費用の範囲を限定できないもの（例）公共料金（電気、ガス、水道）、通信料、回線料サーバ利用料など</li> </ul>

## 6 助成対象事業の実施期間

助成金交付決定を受けた日から翌年 3 月 15 日までに実施した事業に対して交付する。  
ただし、県と寄付協力企業の協議により、その期間を短縮する場合がある。

## 7 助成対象事業の公募

県は、寄付協力企業が寄付する金額をと同額を助成金とし、寄付協力企業の寄付金額とあわせた金額を事業規模額として助成対象事業の公募を行う。

## 8 助成対象事業

公募する助成対象事業については、企業連携型 NPO 活動支援事業一覧（別表 1）のとおりとする。  
なお、助成事業への申請は 1 団体あたり最大 1 件までとし、当事業による同一企業から同一団体に対する交付決定は最大 2 年までとする。

ただし、令和 6 年 8 月以降に県と寄付協力企業が覚書を締結して実施する事業については、この限りではない。

## 9 助成対象事業の交付申請等

交付申請者は、交付要項第 10 条に規定する次の書類を提出すること。

### (1) 提出書類

必要書類	様式
茨城県企業連携型 NPO 活動支援事業助成金・寄付金交付申請書	様式第 2 - 1 号
団体概要書	様式第 2 - 2 号
団体の活動状況のわかる資料	任意様式

## (2) 提出方法

交付申請者は、茨城県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年茨城県条例第9号）第3条第1項の規定に基づき、原則として「いばらき電子申請・届出システム」により、県が別に定める日までに交付要項に規定する書類を提出する。ただし、インターネットの利用環境がない等の理由がある場合は、書面にて関係書類を提出することができる。

## 10 助成対象事業者の決定

県は、助成対象事業に対し交付申請があった場合は、審査委員会を実施し、助成対象事業の交付・寄付先（以下、「助成対象事業者」という。）及び交付額・寄付額を決定する。

## 11 助成対象事業者の通知

(1) 審査委員会の結果について、交付申請者に対し、県は、交付要項第12条に規定する茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金交付決定通知書（様式第3-1号）、寄付協力企業は茨城県企業連携型NPO活動支援事業寄付金交付決定通知書（様式第3-2号）により通知する。

(2) 県は、前項の通知に際して必要な条件を付すことができる。

## 12 交付申請の取下げ

助成対象事業者は、交付要項第12条に規定する茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金交付決定通知書（様式第3-1号）の通知を受領後、当該申請を取り下げようとするときは、受領した日から15日以内にその旨を記載した書面を県に提出しなければならない。

## 13 助成対象事業の内容及び経費の変更

(1) 交付要項第12条の規定により助成金の交付決定の通知を受けた助成対象事業者は、次に該当する軽微な変更を除き、原則として、事業内容等を変更することはできない。

ア. 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ. 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 助成対象事業者は、交付要項第14条第1項の規定により事業内容等を変更しようとするときは、あらかじめ事前協議の上、変更内容を記載した報告書（様式第4号）を知事及び寄付協力企業に提出しなければならない。

## 14 助成対象事業の中止又は廃止

助成対象事業者は、助成対象事業を中止、又は廃止しようとするときは、交付要項第15条に規定する茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を県及び寄付協力企業に提出し、その指示を受けなければならない。

## 15 交付決定の取消し等

(1) 県及び寄付協力企業は、交付要項第14条の規定による変更報告書の提出を受けたとき、及び交付要項第15条の規定により助成対象事業の中止又は廃止の申請を受け、承認したときは、当該助成対象事業に係る助成金・寄付金の全部又は一部を変更することができるものとする。

(2) 県及び寄付協力企業は、助成対象事業者が交付決定の内容又はこれに付した条件、その他この要項に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

(3) 県及び寄付協力企業は、交付要項第16条第1項及び第2項の規定により変更又は取消を行った場合には、県及び寄付協力企業が協議のうえ、助成対象事業者に対し期限を付して既に交付した助成金・寄付金の全額又は一部の返還を命じることができるものとする。

## 16 遂行状況の報告等

- (1) 県及び寄付協力企業は、必要に応じ、助成対象事業者に対し、助成対象事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
- (2) 事業実施事業者は、事業の実施・進捗状況について、交付決定後から令和6年10月31日（木）までの実績について、令和6年11月29日（金）までに茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金中間報告書（様式第6号）に必要な関係書類を添え、知事及び寄付協力企業に提出しなければならない。ただし、令和6年10月31日（木）までに事業が未着手の場合は、着手予定の内容を報告するものとする。

## 17 実績報告

- (1) 助成対象事業者は、助成対象事業が完了した日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して10日を経過した日又は令和7年3月17日（月）のいずれか早い日までに交付要項第18条に規定する茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金実績報告書（様式第7号）に必要な関係書類を添え、県及び寄付協力企業に提出しなければならない。
- (2) 助成対象事業者は、前項の実績報告書を提出しようとする場合、当該助成対象事業に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかなときは、これを減額して報告しなければならない。

## 18 助成額・寄付額の確定

- (1) 県及び寄付協力企業は、助成対象事業者から実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査して助成金・寄付金の額を確定し、助成対象事業者に対し、県は茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金額確定通知書（様式第8-1号）、寄付協力企業は茨城県企業連携型NPO活動支援事業寄付金額確定通知書（様式第8-2号）により通知するものとする。
- (2) 県及び寄付協力企業は必要に応じ、助成対象事業者に対し、助成対象事業に関する資料の提出を求めることができる。

## 19 助成金・寄付金の支払

- (1) 県は、交付要項第19条第1項の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に助成対象事業者に対し助成金を支払うものとする。ただし、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、概算払することができる。
- (2) 助成対象事業者は、交付要項第20条第1項の規定により概算払を受けようとするときは、概算払を必要とする事由を記載した概算払申請書（様式第9号）を県に提出しなければならない。
- (3) 寄付協力企業は、交付要項第19条第1項の規定により交付すべき寄付金の額を確定した後に助成対象事業者に対し、速やかに寄付金を支払うものとし、寄付金振込みに係る手数料等については寄付協力企業が負担するものとする。ただし、助成金の交付決定後に必要があると認められる経費については、助成金の例により、交付すべき寄付金の額の確定前に寄付金を支払うことができるものとする。

## 20 消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

- (1) 助成対象事業者は、助成対象事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、交付要項第21条に規定する消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告書（様式第10号）により速やかに県及び寄付協力企業に報告しなければならない。
- (2) 県及び寄付協力企業は、交付要項第21条第1項に規定する報告があった場合には、県及び寄付協

力企業が協議のうえ、助成対象事業者に対し、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

## 21 証拠書類の保存

助成対象事業者は、助成金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、これらの書類を助成対象事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、消費税及び地方消費税に係る帳簿の保存は、消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第71条に規定する期間とする。

## 22 財産の管理

- (1) 助成対象事業者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、助成対象事業が完了した後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。
- (2) 助成対象事業者は、取得財産等について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならない。

## 23 財産の処分の制限

- (1) 助成対象事業者は、取得財産等を助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、知事が助成金・寄付金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して定めた期間を経過した場合、その他知事が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。
- (2) 前項に規定する知事が定める期間は、原則として減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。
- (3) 助成対象事業者は、第1項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ財産処分について文章にて申出なければならない。
- (4) 県は、助成対象事業者が第1項に規定する第3項の承認をしようとするときは、その交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- (5) 県は、取得財産等を処分することにより収入があった場合、助成対象事業者に対し、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

## 24 その他

- (1) 書類の提出、問い合わせ先

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県 県民生活環境部 女性活躍・県民協働課 多文化・協働グループ

電話：029-301-2175

- (2) その他必要な事項

この要項に規定するもののほか、この要項の施行に関し必要な事項は、知事が別に規定する。

付 則

この募集要項は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この募集要項は、令和6年8月1日から施行する。ただし、令和6年7月以前に交付決定をした事業につ

いては、なお従前の例による。

(別表1)

令和6年度 茨城県企業連携型NPO活動支援事業一覧

No	ネーミング	助成事業内容 (募集分野)	事業 実施地域	募集 件数	1件当たりの 助成限度額	補助率	事業規模	寄付協力企業からの メッセージ
1	茨城トヨタ自動車 NPO 活動支援事業	①環境	①茨城県全域	1	20万円	助成対象経費の 10/10 以内	助成対象経費が 限度額以上	<p><b>【茨城交通】</b> 家庭環境などによる青少年・子どもへの放課後授業や子供食堂などの活動支援事業を行う団体からの申請を希望します。</p> <p><b>【茨城トヨペット】</b> 地域貢献を主とするNPO活動をされている団体で、弊社社員も一緒にイベントに参加させていただける団体を希望いたします。</p> <p><b>【JX 金属】</b> 弊社と一緒に日立市を中心として県北地域の活性化、まちづくりに貢献できる団体の応募を希望します。</p> <p><b>【鈴縫工業】</b> 児童、青少年の健全育成に係る事業及び活動を実施し、SNS等で積極的に情報発信を行っている団体の応募を希望します。</p> <p><b>【地方創生戦略研究所】</b> 当法人とともに茨城県の県北地域の魅力発信事業を実施できる団体の応募を希望します。</p> <p><b>【日東電気】</b> 環境(主に水、太陽光、風力など)、防災・安全、地域貢献に繋がるまちづくり事業に微力ながら弊社も貢献させて頂ければ幸いです。</p> <p><b>【森建設】</b> 弊社も共に参加協力して地域貢献を行える団体を希望します。</p>
2	茨城トヨペット NPO 活動支援事業	①環境	①茨城県全域	1	20万円			
3	ヒキョウふれあい基金 NPO 活動支援事業	①環境	①茨城県全域	1	20万円			
4	日東電気グループ NPO 活動支援事業	①環境	③県央	3	20万円			
5	リケンセツ NPO 活動支援事業	①環境	⑥県西	1	20万円			
6	茨城トヨタ自動車 NPO 活動支援事業	②教育・文化	①茨城県全域	1	20万円			
7	茨城トヨペット NPO 活動支援事業	②教育・文化	①茨城県全域	1	20万円			
8	ヒキョウふれあい基金 NPO 活動支援事業	②教育・文化	①茨城県全域	1	20万円			
9	茨城交通株式会社 NPO 活動支援事業	③青少年・子ども	②県北、③県央	1	20万円			
10	茨城トヨタ自動車 NPO 活動支援事業	③青少年・子ども	①茨城県全域	1	20万円			
11	茨城トヨペット NPO 活動支援事業	③青少年・子ども	①茨城県全域	1	20万円			
12	すずぬい NPO 活動支援事業	③青少年・子ども	①茨城県全域	2	20万円			
13	ヒキョウふれあい基金 NPO 活動支援事業	③青少年・子ども	①茨城県全域	1	20万円			
14	サ・ヒロサワ・シティ NPO 活動支援事業	③青少年・子ども	⑥県西	1	20万円			
15	水戸ヤクルト NPO 活動支援事業	③青少年・子ども	①茨城県全域	1	20万円			
16	茨城トヨタ自動車 NPO 活動支援事業	④医療・福祉	①茨城県全域	1	20万円			
17	茨城トヨペット NPO 活動支援事業	④医療・福祉	①茨城県全域	1	20万円			
18	ヒキョウふれあい基金 NPO 活動支援事業	④医療・福祉	①茨城県全域	1	20万円			
19	サ・ヒロサワ・シティ NPO 活動支援事業	④医療・福祉	⑥県西	1	40万円			
20	飯田建設興業 NPO 活動支援事業	⑤まちづくり・防災	⑥県西	1	20万円			
21	茨城トヨタ自動車 NPO 活動支援事業	⑤まちづくり・防災	①茨城県全域	1	20万円			
22	茨城トヨペット NPO 活動支援事業	⑤まちづくり・防災	①茨城県全域	1	20万円			
23	JX 金属株式会社 NPO 活動支援事業	⑤まちづくり・防災	②県北	1	100万円			
24	しびつくばわー NPO 活動支援事業	⑤まちづくり・防災	②県北	2	20万円			
25	ヒキョウふれあい基金 NPO 活動支援事業	⑤まちづくり・防災	①茨城県全域	1	20万円			
26	日東電気グループ NPO 活動支援事業	⑤まちづくり・防災	③県央	2	20万円			
27	地創研 NPO 活動支援事業	①～⑤いずれも可	②県北	2	20万円			

※複数の事業への申請は不可とする。

なお、当事業による同一企業から同一団体に対する交付決定については、最大2年までとなるため、申請時に留意すること。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

団 体 名  
所 在 地  
(フリガナ)  
代 表 者 氏 名

令和 年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金交付申請書

下記のとおり令和 年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金の交付を申請します。

記

1. 申請事業名

事業名	
寄付協力企業名	
事業分野	

2. 申請事業に要する経費見込み

事業に要する経費(総額)	円
うち、助成(寄付)対象経費	円

※「事業に要する経費(総額)」欄には、事業の総額を記載してください。

※「うち、助成(寄付)対象経費」の額の1/2は県助成金として、1/2は寄付協力企業の寄付金として申請

3. 申請事業の実施予定期間

交付決定日～令和 年 月 日

4. 申請事業における実施内容

※実施内容については、実施場所・地域、対象者(対象物)、実施方法、実施回数、活動内容を記入すること。併せて活動状況のわかる資料を提出すること。

○実施場所・地域
○対象者(対象物)
○実施方法

○実施回数
○活動内容

<事業経費見込み>

No.	経費区分	内容	数量	単価	金額	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

※行が不足する場合は、追加してください。

5. 事業の実施に対する意気込み

--

## 団 体 概 要 書

団 体 名	(フリガナ)
所 在 地 (主たる事務所)	〒
代 表 者 氏 名	(フリガナ)
会 計 責 任 者 氏 名	(フリガナ)
会 員 数	
設立(活動)開始年月 (法人設立年月)	<input type="checkbox"/> 法人の場合 法人設立 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他の場合 活動開始 年 月 (活動歴 年 か月 ( 年 月末日現在))
団 体 の 目 的 (定款等の目的)	
主 な 活 動 地 域	茨城県 市・町・村 その他 ( )
主 な 活 動 内 容	
申請事業への 他助成金の有無	(申請事業に対し国、県、市町村等から助成金を受けている場合は「受けている」に チェックし、記載下さい) <input type="checkbox"/> 申請事業に対して助成金を受けていない <input type="checkbox"/> 申請事業に対して助成金を受けている [助成事業名： /助成者： ]
他団体等との 連携実績	(1) 市町村、教育機関、NPO等との連携 <input type="checkbox"/> 連携あり <input type="checkbox"/> 連携なし 連携先： 連携内容：  (2) 他企業との連携 <input type="checkbox"/> 連携あり <input type="checkbox"/> 連携なし 連携先： 連携内容：



茨城県知事 大井川 和彦 殿  
（寄付協力企業） 殿

団 体 名  
所 在 地  
（フリガナ）  
代 表 者 氏 名

令和 年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金事業計画変更報告書

茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金交付要項第14条の規定に基づき、計画変更について下記のとおり報告します。

記

1. 事業内容変更

- 補助事業内容の変更 ( \_\_\_\_\_ )  
 補助事業実施場所の変更 ( \_\_\_\_\_ )

2. 変更を必要とする理由

3. 変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金交付申請額

（経費区分ごとの配分額に変更がある場合は、新旧対照表を添付すること ※任意様式）

経費区分	旧	新	備考（協議日ほか）
	円	円	
	円	円	
	円	円	
	円	円	
合 計	円	円	

様式第 5 号（第 15 条関係）

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
（寄付協力企業） 殿

団 体 名  
所 在 地  
（フリガナ）  
代 表 者 氏 名

令和 年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金中止（廃止）承認申請書

標記について、下記のとおり中止（廃止）したいので、茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金  
交付要項第 15 条の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）の内容



に提出しなければならない。

○支出内容が不適切と判断された場合は、助成金・寄付金を全額返還しなければならない。

3. 申請事業の着手日及び完了予定日

令和 年 月 日～令和 年 月 日（完了予定日）

※未着手の場合は着手予定日を記載すること

4. 申請事業の実施状況（別途添付すること）

※未着手の場合は実施予定（スケジュール等）について記載すること

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
 （寄付協力企業） 殿

団 体 名  
 所 在 地  
 （フリガナ）  
 代 表 者 氏 名

（フリガナ）  
 会 計 責 任 者 氏 名

令和 年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金・寄付金実績報告書

標記助成金・寄付金に係る事業を令和 年 月 日付けで完了しましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 申請事業名（NO.  □□□□□□□□NPO活動支援事業）

事業番号		寄付協力企業名		分野	
------	--	---------	--	----	--

2-1. 申請事業に要した経費

（単位：円）

	交付申請時（ア）	実績報告時（イ）	差引（ウ）
事業に要する経費（総額）（A=B+E）			
うち助成（寄付）対象経費（B=C+D）			
助成金の額（県）（C）			
寄付金の額（寄付協力企業）（D）			
助成対象外経費（E）※事業者負担			

2-2. 経費内訳

No.	項目	内容	数量	単価	金額	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
合 計						

※行が不足する場合は、追加してください。

○項目、内容、費用、合計について明記すること。

○会計責任者は支出証拠書類等を整理し、県及び寄付協力企業から提出を求められた場合、速やか

に提出しなければならない。

○支出内容が不適切と判断された場合は、助成金・寄付金を全額返還しなければならない。

3. 申請事業の着手日及び完了日

- (1) 事業着手日                      令和    年    月    日
- (2) 事業完了日                      令和    年    月    日
- (3) 支出証拠書類等の確認日    令和    年    月    日

4. 活動状況等を取りまとめた報告書（別途添付すること）

茨城県知事 大井川 和彦 殿

団 体 名  
所 在 地  
代表者氏名

令和 年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金概算払申請書

令和 年 月 日付け女県第 号をもって交付決定通知があった上記の助成事業の概算払について、茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金交付要項第20条第1項に基づき申請します。

記

1 概算払申請事由

2 交付決定額  
金

円

3 概算払申請額  
金

円

4 残 額  
金

円

茨城県知事 大井川 和彦 殿  
 （寄付協力企業） 殿

団 体 名  
 所 在 地  
 代表者氏名

令和 年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金に係る  
 消費税額及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う報告書

このことについて、茨城県企業連携型NPO活動支援事業助成金交付要項第21条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 仕入控除税額の控除について

助成金交付額（知事が助成金額確定通知書（様式第6-1号）により通知した額）		円
助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	(a)	円
消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	(b)	円
助成金返還相当額	(b) - (a)	円

2 消費税・地方消費税の申告状況について

	A 確定申告義務なし
	B 簡易課税方式で申告している
	C 公益法人等であって、特定収入割合が5%を超えている。
	D 個別対応方式において、「非課税売上のみ」に要するものとして申告している。
	E 仕入控除税額あり

(注) 上記Eに該当する場合は、税額の計算書等を添付して下さい。

< 寄付協力企業から当事業に係る「寄付金受領証明書」等の提出を求められた場合の参考様式 >

## 寄付金受領証明書

住所：〇〇県××市□□・・・・・・

企業・団体名：茨城 太郎 様

金額： 円

上記の金額を受領いたしました。

令和 年 月 日

茨城県××市□□・・・・・・

NPO法人△△△△△△△△△△

(注) 上記金額は当団体が実施する地域貢献活動（令和 年度茨城県企業連携型NPO活動支援事業）に係る寄付金として受領した金額であることを証明いたします。